

阪南市の子育て施策に関する課題把握と充実のための サウンディング型調査 実施要領

1. 調査の目的

本市は、「子どもの笑顔と笑い声があふれるまち、はんなん」を基本理念として、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援施策を総合的に推進しています。

現在、第3期の子ども・子育て支援事業計画の策定に着手しており、国のこども未来戦略等も踏まえつつ、令和6年度中の計画策定をめざしています。

そこで、子育てに関する取組を実施または支援する団体等から、広く情報を収集し、本市の子育てに関する現状と課題を詳細に把握することにより、今後の子育て施策の推進を図るため、サウンディング型調査を実施します。

2. 期待される効果

- ・民間団体等の視点から見た本市の現状と課題の把握。
- ・民間団体等の多様な意見、アイデア、手法の把握。
- ・公民連携や民間団体等による事業実施可能性の把握。

3. スケジュール

実施要領の公表	令和6年9月17日（火）
参加申込（エントリー）の受付	令和6年9月17日（火）～10月2日（水）
実施日時及び場所の連絡	令和6年10月4日（金）
サウンディング（対話）の実施	令和6年10月9日（水）～23日（水）
実施結果概要の公表	令和6年11月上旬

4. サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象

次のいずれかに該当する者（以下「法人等」といいます。）を対象として実施します。

- ①大阪府内において幼稚園、保育所、認定こども園等の認可施設の運営実績のあ

る法人又は法人のグループ

②大阪府内において子育て関連事業等の実績のあるコンサルタント事業を行う法人又は法人のグループ

③阪南市内において子育てに関する活動を実施している法人、法人のグループ又は任意団体

ただし、次のいずれかに該当する法人等を除く。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ・ 参加申込書提出時点で、阪南市入札参加停止要綱（平成13年阪南市訓令第12号）に基づく入札参加停止若しくは指名回避又は阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年2月21日決裁）に基づく入札参加除外措置を受けている者
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ・ 阪南市暴力団排除条例（平成24年阪南市条例第16号）第2条に規定する暴力団、暴力団密接関係者等に該当する者
- ・ 国税及び地方税を滞納している者

(2) サウンディング項目

阪南市の子ども・子育て支援事業計画に関し、次の項目について実施します。

- ・ 子育てサービスや環境に関する現状と課題について
- ・ 子育て施策に対する意見、提案、アイデア、手法について
- ・ 公民連携や民間団体等による事業実施の可能性について
- ・ 公立施設の運営、改築、再配置等について
- ・ 特別保育等（一時預かり、病児病後児保育、延長保育、休日保育、居場所等）について
- ・ その他、阪南市の子育て施策に関して

5. サウンディングの手続き

(1) サウンディングへの参加申し込み

サウンディングへの参加を希望する場合は、**様式1**エントリーシートに必要事項を記入し、電子メール又は郵送により提出してください。

① 申込受付期間

令和6年9月17日（火）～10月2日（水）

②申込先

- ・電子メールの場合

阪南市 こども未来部 こども政策課

電子メール：k-seisaku@city.hannan.lg.jp

↑小文字のエル

件名を【サウンディング参加申込】としてください。

- ・郵送の場合

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1

阪南市役所 こども未来部 こども政策課

(2) サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込をいただいた法人等の担当者あてに、実施日時及び場所を電子メールにてご連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

(3) サウンディング（対話）の実施

①実施期間

令和6年10月9日（水）～10月23日（水）

②所要時間

30分～1時間程度

③場所

阪南市役所 会議室等

実施日時とともに電子メールにてご連絡します。

④参考資料等の提出（※必須ではありません）

サウンディングにおいて、参考資料、補足資料、提案書等を使用する場合は、当日2部提出してください。

⑤その他

サウンディングは法人等のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

(4) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、ノウハウの保護に配慮のうえ、概要の公表を予定しています。なお、法人等の名称は公表しません。また、公表にあたっては、事前に参加法人等へ内容の確認を行います。

6. 留意事項

(1) 提出資料の取扱い

提出された資料等は返却しません。なお、エントリーシート、提出された資料等は公表しません。

(2) 参加法人等の取扱い

今後、子育て関連事業の事業者公募等を実施した場合、今回のサウンディングへの参加実績を評価の対象とすることはありません。

(3) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、法人等の負担とします。

(4) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話(文書による照会を含む)やアンケート等を実施することがあります。その際にはご協力をお願いします。

7. 参考資料

資料1 第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画

資料2 令和6年度就学前教育・保育施設における各施設の利用定員と在籍児童数

資料3 第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画における子育て支援事業に係る量の見込み(案)

資料4 阪南市子育て拠点再構築方針

資料5 「阪南市子育て拠点再構築」について(令和5年9月)

資料6 はんなんDE子育てMAP

8. 問い合わせ先

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1

阪南市役所 こども未来部 こども政策課 (担当: 楠本、須田、油谷)

電話: 072-489-4518 FAX: 072-473-3504

電子メール: : k-seisaku@city.hannan.lg.jp

↑ 小文字のエル